

2026 年 9 月 28 日
株式会社東急コミュニティー

公正取引委員会による行政処分について

当社は、関東地区に所在するマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事に関し、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、公正取引委員会より 2026 年 9 月 28 日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社としましては、本件処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後は関係法令に従い適切に対応してまいります。

本件に関し、お客様、お取引先様をはじめとする関係者の皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、関東のマンション管理組合から受注した大規模修繕工事において、設計監理方式による入札の際、受注予定者を決定していた行為が独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反しているとして、当該違反行為を取りやめていることを確認すること、今後、同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

2. 今後の対応

当社は、今回の行政処分を重く受け止め、法令遵守体制のさらなる強化と再発防止の徹底に取り組んでまいります。再発防止策の概要は以下のとおりです。

- 全役職員を対象とした独占禁止法・競争法教育の継続的な実施と理解度確認の徹底
- 見積・入札・受注に関する社外関係者との接触ルールの厳格運用および記録管理の強化
- 見積・受注プロセスにおける承認体制の強化ならびに例外案件の報告ルールの明確化
- 内部監査およびモニタリング体制の拡充と改善措置の迅速な実施
- 相談・通報窓口の強化と通報者保護の徹底、是正手続の明文化
- 取引先および協力会社に対するコンプライアンス周知・研修と遵守要請

なお、当社が現在提供している管理業務および進行中の工事につきましては、サービス品質や安全性に影響が生じないよう適切な体制を整えております。

当社は信頼回復を最重要課題として位置付け、再発防止とコンプライアンスの徹底に全力で取り組んでまいります。今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上